

各位

全5ページ
登録速報(2018-228)
2018年10月24日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2018年10月24日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第 19884 号

農薬の名称：ベルコートフロアブル（日本曹達(株)登録）

2. 適用病害虫の範囲又は使用方法の変更の内容

農薬登録申請書第7項「適用病害虫の範囲及び使用方法」について次のとおり変更し、【変更後】のとおりとする。

<使用方法の変更>

- 作物名「やまのいも」及び「やまのいも(むかご)」の適用病害虫名「青かび病」の使用方法を「1~10 分間種いも浸漬」に変更する。
- 作物名「だいず」、「みかん」、「やまのいも」、「アスパラガス」及び「にんじん」の使用方法「無人ヘリコプターによる散布」を「無人航空機による散布」に変更する。

<総使用回数の変更>

- 作物名「やまのいも」及び「にんじん」のイミノクタジンを含む農薬の総使用回数を次のとおり変更する。
やまのいも：5 回以内(種いもへの処理は 1 回以内、無人航空機散布は 3 回以内)
にんじん：5 回以内(種子粉衣は 1 回以内、無人航空機散布は 2 回以内)

【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	イミクタゾンを 含む農薬の 総使用回数			
<u>やまのいも</u>	炭疽病 葉渋病	1000 倍	100～ 300L/10a	収穫 7 日前 まで	5 回以内	散布	<u>5 回以内</u> (種いもへの処理は <u>1 回以内</u> 、 無人航空機散布は <u>3 回以内</u>)			
	葉渋病	12 倍	3L/10a		3 回以内	無人航空機に よる散布				
<u>やまのいも</u> (むかご)	<u>青かび病</u>	200 倍	—	植付前	1 回	<u>1～10 分間</u> <u>種いも浸漬</u>	1 回			
<u>みかん</u>	そうか病 貯蔵病害(軸腐病)	1000 倍	200～ 700L/10a	収穫前日 まで	3 回以内	散布	3 回以内			
	灰色かび病 貯蔵病害(青かび病) 貯蔵病害(緑かび病) 貯蔵病害(黒腐病)	1000～ 2000 倍								
	灰色かび病	10 倍 20 倍						4L/10a 8L/10a		
	貯蔵病害(青かび病) 貯蔵病害(緑かび病)	10 倍 20 倍	5L/10a 10L/10a	収穫 3 日前 まで	無人航空機に よる散布					
	黒葉枯病 うどんこ病 斑点病 菌核病	1000 倍	100～ 300L/10a			収穫 14 日前 まで		5 回以内	散布	<u>5 回以内</u> (種子粉衣は <u>1 回以内</u> 、 無人航空機散布は <u>2 回以内</u>)
	斑点病	8 倍	2L/10a							
<u>アスパラガス</u>	褐斑病	1000 倍	100～ 300L/10a	収穫 14 日前 まで	5 回以内	散布	5 回以内			
	斑点病		8 倍			1.6L/10a		無人航空機に よる散布		
<u>だいず</u>	腐敗粒 紫斑病 子実汚斑病	1000 倍	100～ 300L/10a	収穫 7 日前 まで	4 回以内	散布	4 回以内 (種子粉衣は 1 回以内)			
	紫斑病	6 倍	0.8L/10a			無人航空機に よる散布				
		12 倍	1.6L/10a							

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容
- 農薬登録申請書第 8 項「使用上の注意事項」の(16)について「無人ヘリコプターによる散布」を「無人航空機による散布」に変更し、別紙 1 のとおりとする。
 - 農薬登録申請書第 10 項「水産動植物に有毒な農薬については、その旨」について次のとおり変更し、別紙 2 のとおりとする。
 - (1)について「恐れ」を「おそれ」に変更する。
 - (2)について「無人ヘリコプターによる散布」を「無人航空機による散布」に変更する。

別紙 1

使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 本剤はイミノクタジンを含む農薬であるので、他のイミノクタジンを含む農薬の使用回数と合わせ、作物ごとの総使用回数の範囲で使用する。
- (3) 5℃以下では増粘あるいは固化により、容器から取り出しにくくなるがあるので、50℃以上の湯に容器の肩まで浸し、1 時間以上経過した後、室温まで放置し、よく振ってから使用すること。
- (4) 本剤をおうとうに使用する場合、着色期の散布では薬害(着色障害)が生じるおそれがあるので使用しないこと。
- (5) りんごの落花直後から落花後 25 日ごろまではさび果を生じるおそれがあるので、かからないように注意すること。
- (6) 西洋なしの品種ル レクチエではさび果を生じるので使用しないこと。
- (7) 缶桃 14 号等の缶詰用品種のももでは葉に薬斑を生じるので、かからないように注意すること。
- (8) かきの品種西村早生では葉に薬斑を生じるおそれがあるので、かからないように注意すること。
- (9) 幼果期のメロン、ばらに対して薬害を生じるおそれがあるので、かからないように注意すること。
- (10) キャベツに使用する場合、浸透性を高める効果のある一部の展着剤を混用すると薬害を生じる場合があるので、展着剤混用にあたっては事前にその適否を確認すること。
- (11) やまのいも(むかご)に使用する場合、種いも(やまのいも)を浸漬処理すること。
- (12) 本剤をチューリップに使用する場合、花卉に薬害が生じるおそれがあるので、出蕾期以前に使用すること。
- (13) 蚕に対して毒性があるので、桑にかからないように注意すること。
- (14) 散布量は、対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせ調節すること。
- (15) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (16) 無人**航空機**による散布を行う場合には、次の注意事項を遵守すること。
 - ① 散布機種 of 散布基準に従って行うこと。
 - ② 散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中に薬液の漏洩がないよう、事前に機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬剤の飛散によって他の動植物等に影響を与えないよう、散布区域の選定に注意するとともに、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- (17) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

別紙 2

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

- (1) 水産動植物(甲殻類、藻類)に影響を及ぼす**おそれ**があるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2) 無人**航空機**による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- (3) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上